

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター  
第 23 回評議委員会議事録

1. 開催日時 2018 年 8 月 31 日(金) 15:00~17:00

2. 場 所 東京都千代田区内神田 3-6-2 アーバンネット神田ビル 4F  
JPNIC 会議室

3. 評議委員の現在数及び定足数並びに出席委員数及びその氏名

現在数 : 11 名

定足数 : 6 名

出席委員 : 9 名

出席委員氏名: 飯塚 久夫、内田 真人、江口 尚、金子 康行(電話出席)、藏本 隆、  
早川 吉尚、毛利 定夫、山路 栄作、横澤 誠

4. その他の出席者(JPNIC)

後藤 滋樹(理事長)、野村 純一(副理事長/評議委員会担当理事)、  
石田 慶樹(常務理事)、伊藤 公祐(常務理事)、大久保 正仁(事務局長)

5. 議長の氏名

早川 吉尚(委員長)

6. 配布資料

参考資料 1 ICANN64 日本開催について

参考資料 2 インターネット上の海賊版対策に関する議論の現状について

参考資料 3 The Hague Global Principles for Accountability in the Digital Age ?

参考資料 4 JPNIC WHOIS における登録情報の取り扱いについて

- WHOIS サービス提供の意義を踏まえた情報公開と情報保護のあり方 -

7. 評議委員会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 定足数等の確認

評議委員会冒頭で、議長は定足数が充足していること、及び電話会議システムによる金子委員との間の音声による伝達は問題なく質疑に支障がないことを確認し、本評議委員会の成立を宣した。

さらに議長は、本委員会を公開で行うこと、円滑な進行のため事務局職員が会場に出入りすること、配付した参考資料は非公開とすること、及び出席者は傍聴者を含めて参考資料の取り扱いを注意すること、の承認を求め、いずれも出席委員全員の一致をもって承認された。

## (2) 報告事項の概要

### ① ICANN64 日本開催について

議長の指名により、事務局の林が、ICANN64 日本開催に関する報告を行った。議長が本報告に関する質疑応答の機会を設けたが、質問は挙げられなかった。

### ② インターネット上の海賊版対策に関する議論の現状について

議長の指名により、前村インターネット推進部部長が、インターネット上の海賊版対策に関する議論の現状について報告を行った。議長が本報告に関する質疑応答の機会を設けたところ、出席委員から以下の質疑及び意見があり、JPNIC 役員、事務局より回答を行った。

- かつて児童ポルノが問題となった際や、また通信業界の旧 TELECOM-ISAC（現在の ICT-ISAC）を中心に、多くのセキュリティに関わるメーカーも入って「ACTIVE 推進フォーラム」が設立された際にも、日本の法制度の中でバランスを取りつつセキュリティ対策を進めるための方策が議論された。

インターネットセキュリティという観点では、守るよりも攻める側が、圧倒的に有利な状況にある。しかし日本において、「通信の秘密」は不可侵だ。そうになると、セキュリティ対策を取れば通信の秘密を侵すことになるので、違法性が阻却されない限り対応できない。そのため、議論を尽くして「緊急避難」、さらには緊急避難よりメリットがあることとして「正当業務行為」という形での対応が可能になった経緯がある。

インターネット上の海賊版対策に関する議論を聞いていると、コンテンツ問題が絡むという複雑な事情もあるのかもしれないが、そのような過去の議論がまったく生かされていないように思える。実際のところは、どうなのだろうか。

⇒ そのような過去の経緯が、議事の中で扱われたことはないと理解している。しかし検討会議の場では、「ACTIVE 方式」についての提案は出てきている。この ACTIVE 方式は、基本的にはユーザーの同意を取った上でフィルタリングをかけるというもので、同意を取れば法的な問題がなくなるように思える。

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議では、ブロッキングされていない国の状況をスタディしないのか、といった意見など、議論できていない点が多く指摘されている。さまざまな分野に関して、検討が足りていないというのが参加者としての感想だ。

- ネット空間を国家介入からニュートラルにするには、「内部で自律的に解決する」もしくは「外部からの規制によって解決する」の二つのアプローチがあるなかで、過去の議論の経緯や、自律的に問題解決が可能であることや、外国にも実例があるということを見せていかないと、国家によるネット空間の管理を受ける隙を与えてしまうような印象がある。

- 契約を結べば合意ベースになるので、その中でフィルタリングが導入されれば、今回問題となった海賊版サイトのようなものを取り締まることはできるのだろうか。

⇒ 今回の検討会議で問題となった中に、「著作権者側はできる対策をすべてやったのか」という点がある。通信事業者はあくまで中間業者であり、通信は仲介をしているのみで、基本的に問題が起こっているのはエンド側であるのに、その解決を中間業者に求められているという理解である。確かに解決法については、自律的な合意形成のもとに解決するか、もしくは外部からの法的バックグラウンドをもって解決するかはわからない中で、海賊版対策に対してはこれまで何も行われていないという認識だ。

では、エンド側である著作権者側で何か対策をしたのか、というも行われていないというところで、議論が沸き起こっている。

そして、コンテンツ配信について何らかのアクションを取ったかという、何もやっていないように見えるし、情報の大本である CDN 事業者は何らかの強制力を持つような申し入れをしたのか、というもやっていないように見える。

そういう意味では、既存の法的な組織もやれることがあることがわかった。海賊版サイトの大きな収入源である広告配信については、ネット広告業者が自主的にブラックリスト化するようになったことなどは、海賊版サイトの騒ぎがあったおかげで動き出したとも言える。

- マスコミ報道を見ても、通信事業者の自律的な運用に対する努力は伝えられていない印象だ。仮に JPNIC や関係者が法制化を好ましくないと思っているならば、そういった事実は強く主張していかないと、法制化の流れを食い止めることはできないのではないかな。

⇒ 検討会議で出された資料を見ると、過去の議論が、検討会議での議論が進んだ今になって共有されているという奇異な状況がある。そのようなまとめは、全委員のバックグラウンドとして共有されてしかるべきだが、検討会議の中でも共有されていなかったというのは、情報共有を積極的に行おうとしない人がいることも影響しているのかもしれない。

- 日本が新しいルールを作ると、他の国からも参照されることになるという意味で、この海賊版サイト対策の影響は日本だけに留まらない。自由で健全な基盤としてのインターネットを保つためには、議論の慎重さが必要であり、ゼロイチの問題ではない。例えば、一つのアドレスの下に多くのコンテンツが収容されていて、ブロッキングにより海賊版以外のイノセントな部分も不用意にブロックされてしまうかもしれない。そういう際の判断として、著作権侵害の対策がどういった時に正当性をもって行われるのかが重要だし、グローバルにどう整合性を取るのかも、ぜひ検討の際はご留意いただきたい。

### (3) 自由討議の概要

#### ① 『The Hague Global Principles for Accountability in the Digital Age』

議長の指名により、早川委員が説明を行った。議長が本件に関する質疑応答及び意見交換の機会を設けたところ、以下の発言・意見交換が行われた。

- GDPR に代表されるような、実に EU らしい動きと言えるかもしれない。つまり、外国企業の世界制覇的な動きへの対抗とも言えるもので、悪いことでもないかもしれない、という感想だ。
- かつて、自動車の世界でも同様のことがあった。EU で策定した機能安全に関する標準を世界に押しつけてきたことがあったが、日本はそれに先んじて独自に適合し、ヨーロッパ市場に売り出してきたという過去がある。そういった過去があるのに、このような仕掛けを作るのは、実に EU らしい。
- 「自律空間に対する規制強化」と考えると、「デモクラシー＝国家」が規制をしないでインターネットを自由放任にすれば、児童ポルノや海賊版サイトのような問題が氾濫する、という議論と同様で、これについても「座布団が積み上がる＝実績が積み重なる」ことになる。つまり、EU での動きが参照されて、日本での法制化に向けて座布団が積み上がることになるかもしれない。
- 自分たちの主張やルールを国際議論の場を通じてグローバル化しようとするのは、EU に限ったことではない。むしろ多くの国々で見られるので、日本はもっと必要な場面においては同じように正当な主張を各国に向けて展開する努力をしても良い。
- データの取り扱いに関する法律などは、国によって法制化の目的はまったく異なることもあるが、現象としては同様のことが世界的に起こっているのが面白い。

かつて世界的に共有された下部構造が崩壊した現在において、全世界を束ねる統一ルールの策定は難しい。そこで、EU のような既存のルールあるところが、域外利用をするようになる。ヨーロッパは、過去に法律を作ってきた歴史的バックグラウンドがあることからエレガントに攻めてくるので、日米で連携するなどの対抗策が必要かもしれない。

- このような会議を EU の NPO が開催すると聞いて、ICANN という存在は重要だと思った。最終的には、ICANN に集約されるのではないかと思うが。

⇒ この会議には、肩書きとして ICANN の誰かは出席していたが、組織としての ICANN は呼ばれていない。

⇒ ICANN は、組織としてのマンデート（権能）である資源管理を超えて何かをしようすると、指摘を受けることが多々ある。マンデートを守るという意味では、この会議はややはみ出ている。「マルチステークホルダーを広める」という意味では、ICANN もプロモートしている。

- 「ICANN という存在は重要」というのは、ICANN が手足を縛られて何もできないと国家介入につながるのでは、という趣旨とも読み取れるわけだが、ICANN として資源管理関連のマンデート以外には対応できないとなると、それこそ攻め込まれるのではないか。

⇒ ICANN では難しいので、ISOC が対応するという構図になるのかもしれない。

② 『JPNIC WHOIS における登録情報の取り扱いについて

- WHOIS サービス提供の意義を踏まえた情報公開と情報保護のあり方 - 』

議長の指名により、佐藤 IP 事業部次長が説明を行った。議長が本件に関する質疑応答及び意見交換の機会を設けたところ、以下の発言・意見交換が行われた。

- gTLD で GDPR の話が盛り上がっている一方で、ccTLD や IP アドレスの分野ではそうではないように思える。JPNIC WHOIS の GDPR 対応は、どのような状況か。また、WHOIS プロトコルの後継である RDAP (Registration Data Access Protocol) への対応については、リソースの問題もあると思うが、どのような状況か。

⇒ JPNIC WHOIS の GDPR 対応については、必要に応じて適宜周知などを行っていく。また、RDAP については、確かにリソース面での対応は必要になるが、情報公開手法の一つとして実施時期は未定だが検討しており、プロトタイプ準備を進めている。

- 踊らされることなく冷静に必要な問題を正しく捉える必要がある。JPNIC WHOIS を GDPR に照らし合わせると、そこで問題になりそうなのは、事業者 (JPNIC) に対する域外適用とデータの越境移転の 2 点だが、それらについては、WHOIS 情報が登録者の同意を得て登録されているのが基本的な認識だ。もしそうでないとしたら、同意を取った時点からの規約等の変更がどの程度行われているのか。また GDPR の対象となる EU 市民の個人情報、個別に対応するのが困難なほど数多く JPNIC WHOIS 登録されているのだろうか。GDPR の問題は WHOIS の件にとどまらず、米国の多くの WEB サイトが EU からのアクセスを遮断することに発展しているように、インターネットの実質的な分断につながりかねないということではないか。

⇒ 情報登録にあたっては、登録者の同意を取っている。また、規則変更は周知期間を設けて実施しており、将来的な規則変更も踏まえて同意を得るような規則としている。

- 情報の登録時期によって、EU 市民の登録者が同意している内容が異なる場合には、それぞれの同意の取得方法が GDPR に合致しているかを確認する必要があるだろう。

⇒ JPNIC は IP アドレスを日本の組織にのみ割り当てており、ローカルプレゼンスの要件を設けている。ただ、JPNIC WHOIS の仕組み上、日本以外の住所を入力することも可能なため、EU 市民の情報が入る可能性を完全に否定することもできない。そのため、引き続き GDPR 遵守についての調査、確認を行い、適宜必要な対応を行っていく。

(4) その他(今後の進め方・事務連絡等)

議長の指名により、野村担当理事が次回の会議開催時期 (2019 年 2 月中旬から下旬) について説明を行った。

以上をもって本評議委員会における議事すべてを終了したので、議長は閉会を宣言した。